

就労継続支援A型事業所

ジョブクルー

重要事項説明書

障がい福祉サービス

社会福祉法人北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

就労継続支援A型事業所 ジョブクルー

利用約款

(約款の目的)

第1条 就労継続支援A型事業所ジョブクルー（以下「当事業所」という。）は、障がい福祉サービスにおける就労継続支援A型の受給資格を有すると認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、障がい者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、就労継続支援A型サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が就労継続支援A型利用同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、7日間以上の予告期間において文書等で通知することにより、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所、利用者の相談支援事業所ならびに上限管理事業所に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく就労継続支援A型利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者の当該サービスの受給資格が無効となった場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な就労継続支援A型の提供は困難と判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく就労継続支援A型サービスの対価として、別紙「利用者負担説明書」に記載する利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合

計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の就労継続支援A型の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 相談支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によってサービス給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当事業所は、利用者に対し、他機関での医学的検査や受診(健康の保持や疾病の管理等)が必要と認められる場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における就労継続支援A型の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、就労継続支援A型利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する就労継続支援A型に対しての要望又は苦情等について申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

公的機関での苦情申し立て窓口

北海道 011-204-6310

国保連合会 011-231-5175

市町村窓口 江別市役所 障がい福祉課

011-381-1031

就労継続支援A型事業所ジョブクルー 管理者 伊藤 健太郎

011-788-3323(大麻)

(賠償責任)

第12条 当事業所は、就労継続支援A型の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

(4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、障がい者総合支援法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

就労継続支援A型事業所 ジョブクルーのご案内

(令和5年7月1日より)

1. 就労継続支援A型事業所概要

1) 事業所の名称等

事業所の名称	就労継続支援A型事業所ジョブクルー
事業所の種類	指定就労継続支援A型事業所
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等
事業所住所	江別市大麻東町15番地6
電話番号	(011) 788-3375
FAX番号	(011) 387-8668
事業所番号	0111000998
開設年月日	平成27年4月1日
管理者	伊藤 健太郎
利用定数	20名

2) 事業所の目的

社会福祉法人北叡会（以下「事業者」という）が行うジョブクルー（以下「事業所」という）が行う指定就労継続支援A型の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とします。

3) 事業所の理念

障がいのある方々に対して、就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行い、自立や社会参加を促進し、生きがいのある生活を支援します。

4) 事業所の運営方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者であって、雇用契約に基づき就労することが可能と見込まれる者を雇用し就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。
- (2) 自らが提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4) 前3項の他、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

2. 職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご利用者に対して就労継続支援A型サービスを提供する職員として、下記の職種

の職員を配置しています。

職 種	員 数
管 理 者	1 名
サービス管理責任者	1 名以上
職 業 指 導 員	1 名以上
賃金向上達成指導員	1 名以上
生 活 支 援 員	2 名以上

3. 営業日およびサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとします。
ただし年末年始は休業とします。
- 2) サービス提供時間 8：30～17：30までとします
(提供時間については、個別での契約により変動します)
- 3) 営業時間 月曜日～土曜日 8：30から17：30までとします。

4. 就労継続支援A型計画の作成

当事業所では、サービス提供にあたり「就労継続支援A型計画」を作成します。「就労継続支援A型計画」には、市町村が決定したサービス支給量（受給者証に記載）と、利用者の意向や心身の状況を踏まえた、具体的なサービス内容や、実施日などを記載します。「就労継続支援A型計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、申し出によりいつでも見直すことができます。

5. サービスの内容

当事業所では、下記のサービス内容から「就労継続支援A型計画」に定めたサービスを提供します。

- 1) 雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供
- 2) 就労継続支援A型に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- 3) 施設外就労の実施
- 4) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた求職等の支援
- 5) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援A型の利用者に必要な支援をするものとします。

6. 利用料金の支払い方法

利用料金および自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

- (1) 口座振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。
※振替手数料（162円/月）はご利用者様負担となりますことご了承ください。
- (2) 当事業所事務窓口での現金支払い。
- (3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0884370

社会福祉法人北叡会 アトリエテルス 理事長 猪狩 早苗

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

7. 苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けています。

- ・ 苦情受付窓口 [担当者] 伊藤 健太郎
- ・ 受付時間 毎週 月～金曜日 8:30～17:30

8. サービスの利用に関する留意事項

1) 受給者証の提示

当事業所従事者より、内容確認及び契約支給量の記載を目的として、「受給者証」提示の求めがあった場合には、随時ご提示ください。また、住所、利用者負担額、支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。

2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

3) サービス実施記録の確認

事業所はサービス提供ごとに実施日時やサービス内容等を記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に誤りやご意見があればいつでもお申し出ください。

4) サービス提供の記録や情報の管理と開示

事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて記録を開示します。(謄写が必要な場合は、その費用は利用者の負担となります。)

5) 嘱託医以外の医療機関への受診について

利用者、ご家族の希望により受診される場合は、ご家族送迎により受診してください。なお、来所後受診のため一旦外出し、再度来所される方法は避けて下さい。

6) 居室・設備・器具の利用について

事業所内及び併設施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

7) 金銭・貴重品について

貴金属・多額の現金・預金通帳・カード類等は、極力持参されないようお願いいたします。但し事情のある場合に関しては、事業所でお預かり致しますのでご相談下さい。(個人管理の下での破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。)

8) 喫煙について

事業所内および建物敷地内は全て禁煙となります。

9. 禁止事項

当事業所では、利用者の方々に安心して過ごしていただくために以下の行為を禁止します。

- (1) 営利活動
- (2) 特定の政治活動及び勧誘
- (3) 宗教への勧誘。また宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (4) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (6) ペットの持ち込み

- (7) 指定された用途、場所以外で火気を用いること。(館内禁煙)
- (8) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

10. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 スプリンクラー、誘導灯（2カ所）、自動火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回実施

11. 個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2 なし		

13. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名 社会福祉法人北叡会
 法人の種類 社会福祉法人
 代表者名 理事長 猪狩 早苗
 所在地 江別市ゆめみ野東町1番地5
 設立年月日 平成22年8月9日

2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。

- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

4) 社会福祉法人 北叡会が運営する事業所

夢あかり事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり

- 介護老人福祉施設 夢あかり(80床)
- 短期入所生活介護 華あかり(10床)
- デイサービスセンター 夢美はな

江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ

- 地域密着型介護老人福祉施設(29床)

夢結路事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路

- サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ヘルパーステーション 結の譚
- 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- 身体障がい者向け住宅 シャルール夢結路
- 相談支援事業所 夢結路
- おおあさ東町デイサービス 風の音色
- グループホームひまわりの郷

てるす事業部

- 生活介護事業所 リオス
- 就労継続支援 A 型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援 B 型事業所 ジョブクルー
- 障がい者向けグループホーム はなきりん

<別紙2>

社会福祉法人北叡会

個人情報保護に関する方針について

社会福祉法人北叡会では、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける…という理念を掲げ、日々努力を重ねております。入居者様、ご利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて入居者様・ご利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。

(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

ー通常の業務で想定される個人情報の利用目的ー

【入居者様・ご利用者様等への福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 入居者様・ご利用者様に提供する福祉サービス
- 2) 介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 入居者様・ご利用者様への福祉サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 入居者様・ご利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他入居者様・ご利用者様への介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 福祉・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 福祉・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 事例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の入居者様・ご利用者様、その関係者の事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該入居者様・ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

社会福祉法人北叡会理事長